

I 調査及び用語の説明等

1 調査の説明

(1) 調査の目的

経済センサス活動調査は、我が国の産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とするものです。

(2) 調査の法的根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」として実施しています。

(3) 調査の期日

平成28年6月1日現在

(4) 調査対象

全国すべての民営事業所及び企業

（農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除きます。）

2 利用上の注意

本報告書は、大分類E-製造業について「工業統計調査(経済産業省)」(以下「工業統計」と)の時系列比較を可能とするために、「平成28年経済センサス活動調査」(以下「活動調査」)の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所について品目別に集計した「平成28年経済センサス活動調査(製造業に関する確報)」の主要項目について、集計し公表するものです。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- ・従業者4人以上の事業所であること

本報告書において、「平成28年」の数値は活動調査、「平成27年」以前の数値は工業統計の数値です。調査結果のうち、売上(収入)金額、費用等の経理事項は、活動調査は平成27年1年間、工業統計は調査年1年間の数値です。また、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は、活動調査は平成28年6月1日現在、または平成24年2月1日現在、工業統計は調査年の12月31日現在の数値です。

また、従業者、付加価値額の項目については、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計したため、「活動調査」における産業横断的集計の結果とは異なるものとなっています。

3 統計表の項目の説明

(1) 事業所数

平成28年6月1日現在の数値です。

(2) 従業者数

平成28年6月1日現在の数値です。

個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者から出向・派遣送出者を除いたものをいいます。

(3) 現金給与総額

平成27年の1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額」及び「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受け入れ者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与など」の合計をいいます。

(4) 原材料使用額等

平成27年の1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造に関連する外注費、転売した商品の仕入れ額の合計をいいます。

(5) 製造品、半製造品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額

従業者30人以上の事業所が対象で、事業所の所有に属するものを帳簿価格によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託製造品も含まれます。

(6) 製造品出荷額等

平成27年の1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物のお荷額及びその他収入額の合計をいいます。

(7) 付加価値額(粗付加価値額)

① 従業者30人以上

付加価値額 = 生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)
- 原材料、燃料、電力の使用額等 - 減価償却額

② 従業者29人以下

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)
- 原材料、燃料、電力の使用額等

(8) 有形固定資産投資総額(従業者30人以上の事業所)

平成27年の1年間における数値であり、帳簿価額によります。

(9) 工業用地

平成27年12月31日現在において、事業所が使用(賃借を含む)している敷地の全面積をいいます。

(10) 工業用水

事業所が使用した工業用水一日当たりの水量です。

4 産業中分類の略称

産業中分類の略称は以下のとおりです。

中分類 番号	産業中分類	略称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ
11	繊維工業	繊維
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材
13	家具・装備品製造業	家具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15	印刷・同関連業	印刷
16	化学工業	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業（別載を除く）	プラスチック
19	ゴム製品製造業	ゴム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	鉄鋼業	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄
24	金属製品製造業	金属
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産機械
27	業務用機械器具製造業	業務機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
29	電気機械器具製造業	電気機械
30	情報通信機械器具製造業	情報機械
31	輸送用機械器具製造業	輸送機械
32	その他の製造業	その他

*産業分類の決定方法

・製造品が単品のみの事業所については、品目6けた番号の上4けたで産業細分類を決定します。

・製造品が複数の品目にわたる場合は、まず、上2けたの番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2けた番号を決定します。次に、その決定された2けた番号のうち、前記と同様な方法で3けた番号（小分類）、さらに4けた番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとします。

・前項の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがあります。その産業とは、「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成形型鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業です。

5 その他

- (1) 売上（収入）金額、費用の経理事項は平成27年1～12月の1年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は平成28年6月1日現在の数値です。
 - (2) 統計表中の「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「0.0」は0.05未満、「△」はマイナスの数値を表します。
 - (3) 事業所数が1又は2の場合、その事業所の秘密を守るため事業所数以外の秘匿すべき数字を「X」で示しました。なお、3以上の事業所でも、1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から推測できる場合は「X」としました。
 - (4) 統計表中の末尾を四捨五入したことにより、合計欄の数字と内訳の数字とは一致しないものがあります。
- (注) この報告書の数字は、経済産業省及び栃木県が公表する数値と相違する場合があります。